

早川書房の見解

昨年十二月、堀さんに『太陽風光塵』の文庫化を申し入れました。その時点ではまた単行本の在庫もあつたため、ある程度の販売期間をみて、五十六年九月までに文庫を出版するという内容です。また堀さんも他社からの申し込みもないので是非お願ひしたいということだったので、うちとしてはそれでもって堀さんとの(文庫)契約が完了したと判断したわけです。

一月十四日の作品がS.P.大賞を受賞した後、徳間さんと契約を結ばれたということで、徳間さんに抗議文を送ったところ、徳間さんがこちらに見え、一%のロイヤリティを二年間支払うというお話をされた。しかし、うちはそうした形でOKするつもりはないとおこわりました。

で、こちらとしては營業上からも徳間さんの前に出さなければならぬため二月十七日堀さんに写真版で文庫をつくる旨連絡したところ、その後堀さんから出版禁止の内容証明がきたわけですが、しかし、この経過の中では出そうとしないのでうちとしては出そうとしていたところ、新しい要約をして小松左京さんから電話が入り(二月二十六日)、それを出せば自分の本は絶版にする、作家クラブが動き出す、あるいは徳間が大賞を後援しているのだから見返りがあつて当然ではないかというお話をされた。その時点ではある程度小松さんの顔も立てるべきかと思ひ、小松さんの事務所へ何い話のとりまどめをお願ひしたわけです。

ところが小松さんの調停案がどうもうちの立場についてあまりに理解がない内容のものでしたので新しい条件を出しそれをまきまきない場合は調停の前の時点に戻し訴訟という形で解決したい旨申し上げたわけですが、その後小松さんと徳間さんと三者会談を持ち(三月十二日)、うちの方から協定書を示しそれについてはかなりの合意

点を通し、あとのテシニカルな事務上の問題は弁護士同士の相談としました。ところが弁護士同士の話し合いになつたところで二重契約云々の問題やロイヤリティ一%の問題が出てきてしまつた。これは小松さんがはじめに示した調停案より悪い内容になつていたのでこれでは白紙に戻し裁判に訴えざるをえないと判断したわけですが、とにかく、うちとしては今回の過程では一貫して徳間の出版は認められないという立場を交渉し、また交渉中ということもあつて

取をかかえたまま倉庫にしまつておきました。しかし徳間さんは全部市場に出してしまい、かなりユリ押しの形で、実態が進交ながら交渉が続けられたわけですが、つまり、交渉と実態の両側から、うちはいいようにされすぎているということですが。

うちの基本的立場は、本の出版は口頭であれ契約は成字することと、出版権の設定ということにすれば当然独占的排他性が内容に含まれるという考え方を。うちは従来から基本的にはその考え方でやってきましたが、実際の運用段階で守られていたかどうかは別です。この種の問題が顕著したのは五、六年のことです。それ以前は出版契約を結ばば暗黙のうちには独占的排他性を持つていた認識があつたのではないと思ひます。そうでないと、単行本を出したとてそれがいつまでたつてもわかるまいというところになり、契約関係が流動的になつてしまひ、ひいては出版界そのものの命とになりかねないのではないでしょうか。各種学術を調べても、契約とは適行を規定するものではないものであり、独占性がなくなつてしまつと、實際のところ無意味になつてしまつたわけですが、ですから、今回の件で「別売」がどうこうとは別に、出版界が又チャクチャな状態になつてゐるのを、もう少し正常な姿に戻すために何かやる必要があるのではないかと感じてゐるわけですが。

(今岡清)「マガジン」編集長

徳間書店の見解

昨年、日本S・D作家クラブ選定

による日本S・D大賞が設定され、

徳間が賞金を出すことになりました。

た。といっても別に受賞作は必ず徳間文庫に入れなければならないというわけではありません。今年に入つて、一月十四日S・D大賞の

選考委員会が開かれ「太田風光点」に受賞が決まりました。この

作品は昭和五十四年十月早川さんから刊行されたものですが、この

時点でほとんど本屋になく、早川に問い合わせたところ在庫もない

堀さんが聞いたところでは増刷する予定もない。切角受賞したにもか

かわらず読者の眼に触れる機会がないという状態になってしまつた。そこで、某選考委員の方から

「出来れば徳間文庫から出したらどうか」というアドバイスもあり

堀さんに交渉したところ、堀さんは是非徳間文庫から出してもらいた

たいという意向だったので、堀さんとの間

に正式に契約書をとりかわしたわけです。その後早川さんと

と闘争が起つた時点では出版権も文化庁に登録しており、法的には

万全の手続きをふんでいるつもりです。

ただ、出版界の商慣習があるの

で(いわゆる第一次出版権、ハー

ドカバを早川さんが出している

ので、それに対する)ロイヤリテ

イ交渉を三回にわたって行いまし

た(一月四日、十五日の二回。内

容は、うちが文庫契約書を著者と

の間で交わしているので、一次出

版物を出している早川書房に対し

ロイヤリテを払うというもの)。二

月十六日の交渉では、早川書房

が二月二十日まで返答をするとい

うことでしたが、余然応答がな

い。その後数日悶待つたにもか

わらず返答がないのであちらは断

念というか(ロイヤリテを)いな

いのかと思つたわけです(そ

ういう場合もありますから)。と

ころが、二月二十五か二十六日頃

うちではなく堀さんの方に早川

から二月中に文庫化するという申

入れがあり、堀さんがヒックリ

してしまつた。堀さんにすれば徳

間と正式な契約を交わしているの

で困る。しかも二月中(あと二週

間もないような時期に)というの

はどういうことかというわけで

す。聞いてみるとハードカバー版

を写真にとつてそのまま縮小し文

庫をつくらせようという。正式

な文庫交渉もなく、また著者校も

なし、装幀、解説、定価などの交

渉も一切なく、しかも親本にある

二十何ヶ所の誤植を無視した形で

いきなり文庫にするのは困るとい

うのが堀さんの立場。著作権法的

に言えば、これは著者人格権の

侵害といふことになるわけです

(その点に関し、堀氏は三回の内

容証明を早川に出している)。

もう一つの問題は、仮に口頭の

約束が有効だとしても独占条項で

はないはずで、複数の出版社か

ら出るというこも契約の條應に

よつていくらでも可能なはずで

す。

その後小松さんに仲介に入つて

いたにわたわけですが、早川さん

は小松さんの事務所まで行つて仲

介を頼んでおきなから、帰つてき

たらとたんに態度を変えて全書を

白紙に戻すと誓い出したわけ

です。三月十二日の三者会議とい

ても早川側の態度には問題があつ

たと思ひます。

また、早川側は今までの経緯を

全「S・Dマガジン」に公表すると

誓い出したわけですが、大人の交渉

なのだから公表する云々の性質の

ものではないはずで、それならこ

ちらも背くぞということになる

その時点で我々はこちら以上譲歩は

しないという態度を決めました。

つまり①「堀氏の違法な二重契

約」という表現を撤回する②正誤

表をつける——この二つは譲れない

ということですが、この二点はむ

しと堀さんと早川さんの間柄です

が、その後早川さんの方で仲介に

頼んだ小松さんも含め、「徳間は

小松、堀と共に謀つて早川の出版妨

害をやつた」と言い出したため、

成行的にもお二人はこちらの側に

立たざるをえなくなつてしまつた

わけです。そう仕向けたのはあく

まで早川さんの方です。

(荒井修・取締役文芸局長)